

保険給付一覧 健康保険組合では



被保険者の給付一覧

法定給付 ● 健康保険法で決められた給付			詳細頁
給付の種類	支給要件	給付内容	
○ 病気やけがをしたとき			
療養の給付	保険医療機関でマイナ保険証等を使用して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割 〈70歳～74歳の場合〉 8割（現役並み所得者：7割）	25
保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき		30
療養費	立て替え払いをしたとき		32
高額療養費	1件の療養に関して、1カ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額(1カ月)を超えた額 ●標準報酬月額所得区分 83万円以上：252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 53～79万円：167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 28～50万円：80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 26万円以下：57,600円 ※低所得者の自己負担限度額は35,400円になります。 ※直近12カ月間に3カ月以上高額療養費に該当した場合、4カ月目からは自己負担限度額が低額になります ※70歳～74歳の自己負担限度額は異なります	27
合算高額療養費	同一世帯内で21,000円以上の自己負担が1カ月に2件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき		28
高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額(1年)を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額	29
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の7割 ※70歳～74歳の給付割合は療養の給付と同様です	35
入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1日3食を限度に1食あたり510円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります	34
入院時生活療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費として1日3食を限度に1食あたり510円を超えた額、居住費として1日370円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります	34
移送費	歩行が困難な状態で転院などをするととき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費	36
○ 病気やけがで働けないとき			
傷病手当金	療養のために休業し、給料を受けられないとき	休業1日につき直近12カ月の標準報酬月額平均額の30分の1の3分の2相当額 ●支給期間：欠勤4日目から通算して1年6カ月間	37
○ 出産をしたとき			
出産手当金	出産のために休業し、給料を受けられないとき	休業1日につき直近12カ月の標準報酬月額平均額の30分の1の3分の2相当額 ●支給期間：出産の日以前42日（双子以上の場合は98日。出産予定日が遅れた場合はその期間も支給）、出産の日後56日間	39
出産育児一時金	出産をしたとき	1児につき500,000円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは488,000円になります	38
○ 死亡したとき			
埋葬料	死亡したとき	一律50,000円 ※埋葬料を受け取る人がいない場合は、埋葬を行った人に埋葬料の範囲内の実費を支給	40

こんな保険給付を行っています



被扶養者の給付一覧

法定給付 ● 健康保険法で決められた給付			詳細頁
給付の種類	支給要件	給付内容	
○ 病気やけがをしたとき			
家族療養費	保険医療機関でマイナ保険証等を使用して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の 7 割	25
* 保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき	〈小学校入学前の場合〉 8 割	30
* 療養費	立て替え払いをしたとき	〈70 歳～74 歳の場合〉 8 割（現役並み所得者：7 割）	32
高額療養費	1 件の療養に関して、1 カ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額（1 カ月）を超えた額	27
合算高額療養費	同一世帯内で 21,000 円以上の自己負担が 1 カ月に 2 件以上あり、その額を合算すると限度額を超えたとき	● 標準報酬月額所得区分 83 万円以上：252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% 53～79 万円：167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% 28～50 万円：80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 26 万円以下：57,600 円 ※低所得者の自己負担限度額は 35,400 円になります。 ※直近 12 カ月間に 3 カ月以上高額療養費に該当した場合、4 カ月目からは自己負担限度額が低額になります ※70 歳～74 歳の自己負担限度額は異なります	28
高額介護合算療養費	1 年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額（1 年）を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額	29
家族訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の 7 割 ※70 歳～74 歳の給付割合は療養の給付と同様です	35
* 入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1 日 3 食を限度に 1 食あたり 510 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります	34
* 入院時生活療養費	65 歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費として 1 日 3 食を限度に 1 食あたり 510 円を超えた額、居住費として 1 日 370 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります	34
家族移送費	歩行が困難な状態で転院などをするととき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費	36
○ 出産をしたとき			
家族出産育児一時金	被扶養者が出産をしたとき	1 児につき 500,000 円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは 488,000 円になります	38
○ 死亡したとき			
家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	一律 50,000 円	40

* 「保険外併用療養費」「療養費」「入院時食事療養費」「入院時生活療養費」が被扶養者に支給されるときは「家族療養費」として支給されます。

● 75 歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入するため、健康保険組合から保険給付が行われることはありません。